第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　改定の内容

ア　給料表

(ア)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(イ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ウ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　期末手当及び勤勉手当

(ア)　（イ）、（ウ）及び（エ）以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

(イ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

ウ　扶養手当

(ア)　配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職　　　員でその職務の級が６級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（（イ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第13条第４項の規定により加算される前の額）を１人につき10,000円とすること。

(イ)　特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当　の月額を１人につき3,500円とすること。

(ウ)　職員に配偶者がない場合の扶養親族１人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(エ)　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

　　(2)　改定の実施時期等

　　　ア　改定の実施時期

　　　　 この改定は、平成28年４月１日から実施すること。ただし、(1)ア及びウについては平成29年４月１日から実施すること。

　　　イ　扶養手当の月額等の特例措置

(ア)　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、（１）のウの（ア）中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（（イ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、（１）のウの（イ）中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、（１）のウの（ウ）中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、（１）のウの（エ）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき6,500円」とすること。

(イ)　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、（１）のウの（ア）中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（（イ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、（１）のウの（イ）中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、（１）のウの（エ）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき6,500円」とすること。

(ウ)　平成31年４月１日から平成32年３月31日までの間における扶養手当の月額等については、（１）のウの（エ）中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を１人につき3,500円」とすること。